

5 年ごと配当付個人年金保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義および年金の種類

- 第1条 用語の意義
- 第2条 年金の種類

2. 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払

- 第3条 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払
- 第4条 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払に関する補則
- 第5条 死亡給付金または災害死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第6条 年金の自動すえ置
- 第7条 年金の一括払
- 第8条 年金の継続支払
- 第9条 死亡給付金および災害死亡給付金の支払方法の選択
- 第10条 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第11条 年金証書

3. 当会社の責任開始期

- 第12条 当会社の責任開始期

4. 保険料の払込

- 第13条 保険料の払込
- 第14条 保険料の払込方法（経路）
- 第15条 年一括払保険料の前納
- 第16条 月払保険料の一括払

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第17条 猶予期間および保険契約の失効

6. 保険契約の復活

- 第18条 保険契約の復活

7. 保険契約の無効および取消

- 第19条 死亡給付金等不法取得目的による無効
- 第20条 詐欺による取消

8. 告知義務および保険契約の解除

- 第21条 告知義務
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 保険契約を解除できない場合
- 第24条 重大事由による解除

9. 解約および解約返還金

- 第25条 解約および解約返還金
- 第26条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

10. 契約内容の変更

- 第27条 保険料の減額
- 第28条 払済保険への変更
- 第29条 年金支払開始日の変更
- 第30条 年金支払期間の変更

11. 契約者貸付

- 第31条 契約者貸付

12. 年金受取人

- 第32条 年金受取人の代表者
- 第33条 当会社への通知による年金受取人の変更
- 第34条 遺言による年金受取人の変更

13. 死亡給付金受取人

- 第35条 死亡給付金受取人の代表者
- 第36条 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更
- 第37条 遺言による死亡給付金受取人の変更

14. 保険契約者

- 第38条 保険契約者の代表者
- 第39条 保険契約者の変更
- 第40条 保険契約者の住所の変更

15. 年齢の計算その他の取扱

- 第41条 年齢の計算
- 第42条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

16. 契約者配当金の割当および支払

- 第43条 契約者配当金の割当
- 第44条 契約者配当金の支払

17. 時効

- 第45条 時効

18. 被保険者の業務、転居および旅行

- 第46条 被保険者の業務、転居および旅行

19. 保険種類の転換および家族内保障承継

- 第47条 保険種類の転換
- 第48条 家族内保障承継の取扱

20. 管轄裁判所

- 第49条 管轄裁判所

21. 保険料の継続一括払の特則

- 第50条 保険料の継続一括払の特則

22. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

- 第51条 死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

23. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

- 第52条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

24. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

- 第53条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

（ご参考）

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照条文をかがけてあります。

5 年ごと配当付個人年金保険普通保険約款

(平成25年12月18日改正)

(この保険の概要)

この保険は年金保険であって、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
年金	年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。
災害死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に不慮の事故または所定の感染症によって死亡したときに支払います。

1. 用語の意義および年金の種類

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
責任準備金	将来の年金、死亡給付金および災害死亡給付金を支払うために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。
年金額	第1回の年金額として保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
年金支払開始日	被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。
未払年金の現価	年金支払期間中の被保険者の死亡日または年金支払期間中の年金の一括払の請求日における年金の支払残存回数に応じて、当会社所定の方法により計算した金額をいいます。なお、「支払残存回数」とは、被保険者の死亡日または年金の一括払の請求日より後に支払われる年金の回数をいいます。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎年または毎月の契約日に対応する日をいい、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

⇒●責任開始期——第12条 ●復活——第18条

第2条 (年金の種類)

この保険契約の年金の種類は確定年金とします。

2. 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払

第3条 (年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払)

この保険契約において支払う年金、死亡給付金および災害死亡給付金は、つぎのとおりです。

	年金・死亡給付金・災害死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡給付金・災害死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	——
	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間中の未払年金の現価		

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき。ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡した時の責任準備金額	死亡給付金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意
災害死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前につぎのいずれかに該当したとき (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) 責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表3）を直接の原因として死亡したとき	被保険者が死亡した時の責任準備金額の1.1倍に相当する金額	死亡給付金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 死亡給付金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

⇒●年金支払日、年金額、年金支払開始日、未払年金の現価、責任準備金額、責任開始期——第1条

第4条（年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払に関する補則）

- 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
- 年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更が行われていない間は、年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人として扱います。
- 第2項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第2項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人として扱います。
- 第2項および第3項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- 死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡し、死亡給付金受取人の変更が行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人を死亡給付金受取人として扱います。
- 第6項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第6項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人として扱います。
- 第6項および第7項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときに契約者貸付があるときは、当会社は、死亡給付金または災害死亡給付金（第13条（保険料の払込）第6項または第7項の規定により支払われる返還金を含みます。）からその元利金を差し引きます。

⇒●年金・死亡給付金・災害死亡給付金の支払——第3条

●年金・死亡給付金・災害死亡給付金の請求——第10条

●未払年金の現価——第1条

第5条（死亡給付金または災害死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱）

- つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
(1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
(2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
- 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金または災害死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金または災害死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他

の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち故意に被保険者を死亡させた死亡給付金受取人の受取割合に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

4. 死亡給付金受取人が重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡給付金の一部の受取人であるときは、災害死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、重大な過失により被保険者を死亡させた死亡給付金受取人には、その受取割合に応じて死亡給付金を支払います。
5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、災害死亡給付金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、災害死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。ただし、この場合の支払額は、責任準備金額を下回りません。

⇒●死亡給付金・災害死亡給付金の支払、免責事由——第3条
●責任準備金、責任開始期——第1条

第6条（年金の自動すえ置）

1. 年金については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 支払事由が生じた年金は、毎年の年金支払日から、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 第1号の規定によりすえ置いた年金は、年金受取人から請求があったとき、または保険契約が消滅したときに年金受取人に支払います。
2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）から申出があった場合は、すえ置かずに支払うものとします。

⇒●年金の支払事由——第3条 ●年金支払日——第1条 ●保険契約の消滅——第3条、第7条

第7条（年金の一括払）

年金受取人は、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金支払期間の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、保険契約は年金の一括払が行われた時に消滅します。

⇒●年金支払開始日、年金支払日、未払年金の現価——第1条

第8条（年金の継続支払）

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。
2. 第1項の場合、残余年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、年金受取人から第7条（年金の一括払）に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払が行われた時に消滅します。

⇒●年金支払開始日、未払年金の現価、年金支払日——第1条

第9条（死亡給付金および災害死亡給付金の支払方法の選択）

保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）は、死亡給付金または災害死亡給付金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

⇒●死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条

第10条（年金、死亡給付金および災害死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 年金、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた年金、死亡給付金または災害死亡給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金、死亡給付金または災害死亡給付金を請求してください。
3. 年金、死亡給付金または災害死亡給付金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
4. 年金、死亡給付金または災害死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金、死亡給付金または災害死亡給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、年金、死亡給付金または災害死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 年金、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

- 第3条（年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
- (2) 死亡給付金または災害死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第24条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人の保険契約締結の目的
 - (エ) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人の死亡給付金もしくは災害死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金もしくは災害死亡給付金の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、年金、死亡給付金または災害死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
- (1) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、死亡給付金または災害死亡給付金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、年金、死亡給付金または災害死亡給付金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●年金・死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条

第11条（年金証書）

当会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

3. 当会社の責任開始期

第12条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第21条

4. 保険料の払込

第13条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第14条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日

までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

3. 第1項の保険料が第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金または災害死亡給付金から差し引きます。
5. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
6. 年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由の生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第5条（死亡給付金または災害死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第19条（死亡給付金等不法取得目的による無効）または第20条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 保険料の減額
7. 第6項の規定は、年一括払契約の第1回保険料について準用します。
8. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第6項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
9. 第8項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が平成26年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月
月払	平成26年6月1日～平成26年6月30日	平成26年7月1日～平成26年7月31日
年一括払	平成27年5月1日～平成27年5月31日	平成28年5月1日～平成28年5月31日

⇒●契約応当日——第1条 ●保険契約の消滅——第3条、第25条
●死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条

第14条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間にこの保険について団体取扱契約が締結されている場合に限り、）
 - (4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第15条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年以上を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。ただし、年金支払開始日が到来したときは、保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、年金額の増額のための一時払保険料に充当します。

⇒●契約応当日、年金支払開始日、年金額——第1条

第16条（月払保険料の一括払）

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料

が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

2. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは、死亡給付金受取人に払い戻します。

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第17条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
3. 猶予期間中に年金、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を年金、死亡給付金または災害死亡給付金から差し引きます。

参考

たとえば、契約日が平成26年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第2回目の保険料の払込の猶予期間
月払	平成26年6月1日～平成26年6月30日	平成26年7月1日～平成26年7月31日
年一括払	平成27年5月1日～平成27年5月31日	平成27年6月1日～平成27年7月1日

⇒●払込期月——第13条 ●契約応当日——第1条 ●解約返還金——第25条
●年金・死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条

6. 保険契約の復活

第18条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内で、かつ、年金支払開始日前に限り、当会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第31条（契約者貸付）第6項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）とこれに対する当会社所定の利率による複利計算の利息とを、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内の復活の場合は、保険契約者は、未払込保険料に対する利息の払込を要しません。
3. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第2項に定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効——第17条 ●年金支払開始日——第1条

7. 保険契約の無効および取消

第19条（死亡給付金等不法取得目的による無効）

保険契約者が死亡給付金もしくは災害死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金もしくは災害死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第20条（詐欺による取消）

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

8. 告知義務および保険契約の解除

第21条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または復活の際、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生に関する重

要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

⇒●責任開始期——第1条 ●復活——第18条

第22条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡給付金または災害死亡給付金を支払いません。また、すでに死亡給付金または災害死亡給付金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 第2項の規定にかかわらず、被保険者の死亡が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、死亡給付金または災害死亡給付金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条 ●解約返還金——第25条

第23条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第22条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第21条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⇒●責任開始期——第1条 ●死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条

第24条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人がこの保険契約の災害死亡給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡給付金または災害死亡給付金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、年金、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金、死亡給付金または災害死亡給付金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが年金受取人または死亡給付金受取人

のみであり、その受取人が年金、死亡給付金または災害死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金、死亡給付金または災害死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金、死亡給付金または災害死亡給付金。以下本号において同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により年金、死亡給付金または災害死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。

3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後に保険契約を解除したときは年金支払期間中の未払年金の現価。以下本条において同じ。）を保険契約者（年金支払期間中の未払年金の現価を支払うときは年金受取人。以下本条において同じ。）に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金、死亡給付金または災害死亡給付金の一部の受取人について第2項の規定を適用し年金、死亡給付金または災害死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金、死亡給付金または災害死亡給付金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条 ●解約返還金——第25条

9. 解約および解約返還金

第25条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

⇒●年金支払開始日——第1条

第26条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約される場合は、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が死亡給付金または災害死亡給付金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡給付金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、第1項から第4項までの規定は適用しません。

⇒●解約——第25条 ●死亡給付金・災害死亡給付金の支払事由——第3条

10. 契約内容の変更

第27条（保険料の減額）

1. 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定める取扱にもとづき、将来に向かって、保険料を減額することができます。
2. 保険料の減額をするときは、年金額を改めます。この場合、減額分は解約したものとして取り扱います。
3. 減額後の保険料および年金額が当会社の定める金額に満たない場合には、保険料の減額は取り扱いません。
4. 保険料の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

5. 保険料の減額をした場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

⇒●年金額——第1条

第28条（払済保険への変更）

1. 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、次回以後の保険料払込を中止し、この保険の払済保険に変更することができます。この場合、払済保険の年金支払開始日は、もとの年金支払開始日と同一とし、年金額は、解約返還金（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）をもとに定めます。
2. 払済保険の年金額が当会社の定める金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。
3. 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

⇒●年金支払開始日、年金額——第1条 ●解約返還金——第25条

第29条（年金支払開始日の変更）

1. 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の承諾を得て、当会社の定める取扱にもとづき、年金支払開始日を変更することができます。
2. 保険料払込期間の満了日が年金支払開始日の前日である場合、年金支払開始日の変更が行われた場合には、同時に保険料払込期間を変更します。この場合、変更後の年金支払開始日の前日が保険料払込期間の満了日となります。
3. 保険料払込期間の満了日が年金支払開始日の前日の前である場合、年金支払開始日の変更をするときは、変更後の年金支払開始日は、保険料払込期間の満了日の翌日以後となることを要します。
4. 年金支払開始日の変更をするときは、当会社の定める取扱にもとづき保険料を改め、その保険料にもとづき年金額を定めます。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
5. 第1項から第4項までの規定にかかわらず、年金支払開始日を繰り下げの場合で、繰り下げ後の保険料が当会社の定める金額未満となるときは、年金支払開始日の変更は取り扱いません。
6. 年金支払開始日の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
7. 第4項の規定により返還金が支払われる場合で、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

⇒●年金支払開始日、年金額——第1条

第30条（年金支払期間の変更）

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、当会社の定める取扱にもとづき、年金支払期間を変更することができます。
2. 年金支払期間の変更をするときは、年金額を改めます。ただし、その年金額が当会社の定める金額の範囲外となるときは、年金支払期間の変更は取り扱いません。
3. 年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

⇒●年金支払開始日、年金額——第1条

11. 契約者貸付

第31条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、解約返還金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。
4. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
5. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 当会社が第5項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
7. 年金支払開始日の前日に本条の貸付があるときは、保険契約の責任準備金からその貸付金の元利金を差し引き、責任準備金の残額をもって新たに年金額を定めます。ただし、その場合の年金額が当会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差引後の金額を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

⇒●年金支払開始日、責任準備金、年金額——第1条

●解約返還金額——第25条 ●保険契約の消滅——第3条、第25条

12. 年金受取人

第32条（年金受取人の代表者）

1. 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の年金受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

第33条（当会社への通知による年金受取人の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人については保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。
2. 年金支払開始日以後に、第1項または第34条（遺言による年金受取人の変更）の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の通知が当会社に到着したときは、年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の年金受取人に対して年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

⇒●年金支払開始日——第1条

第34条（遺言による年金受取人の変更）

1. 第33条（当会社への通知による年金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人については保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。
2. 第1項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

13. 死亡給付金受取人

第35条（死亡給付金受取人の代表者）

1. 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

第36条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡給付金受取人に対して死亡給付金または災害死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金または災害死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第37条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 第36条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金または災害死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

14. 保険契約者

第38条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理す

るものとします。

- 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第39条（保険契約者の変更）

- 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。
- 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

⇒●年金支払開始日——第1条

第40条（保険契約者の住所の変更）

- 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算その他の取扱

第41条（年齢の計算）

- 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
- 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第12条 ●契約応当日——第1条

第42条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

- 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合で、その事実が発見された時点で年金支払を開始しているときは、実際の契約年齢にもついでに年金額を改めます。この場合、すでに支払った年金に不足分があるときは、当会社は、これを年金受取人に支払い、超過分があるときは、年金から差し引きます。
 - 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、年金その他当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして、第1号と同様に取り扱います。
- 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約年齢——第41条 ●契約日——第12条 ●年金額——第1条

16. 契約者配当金の割当および支払

第43条（契約者配当金の割当）

- 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - つぎの事業年度中に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかの日（以下「5年ごとの契約応当日等」といいます。）が到来する年金支払開始日前の保険契約。ただし、5年ごとの契約応当日等が、年金支払開始日となる場合を除き、かつ、保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - 契約日（保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の満了日の翌日）から5年ごとに到来する年単位の契約応当日
 - 保険料払込期間の満了日の翌日
 - つぎの事業年度中に、年金支払開始日が到来する保険契約
 - つぎの事業年度中に、年金支払開始日から5年ごとに到来する年単位の応当日（以下「5年ごとの年金支払日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、5年ごとの年金支払日が保険契約の有効中に到来する場合に限りします。
 - つぎの事業年度中に、年金支払期間の満了日の翌日が到来する保険契約
 - つぎの事業年度中に消滅する年金支払開始日前の保険契約。この場合、(イ)に該当するときは、(ア)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。

- (ア) 死亡給付金または災害死亡給付金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
- (イ) 死亡給付金または災害死亡給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅（直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以内に消滅する場合を除きます。）する保険契約。ただし、保険料の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
- (ロ) つぎの事業年度中に、年金支払開始日および直前の5年ごとの年金支払日からその日を含めて1年以上経過して消滅（年金支払期間が満了して消滅する場合を除きます。）する保険契約
2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

- ⇒●契約日——第12条 ●契約応当日、年金支払開始日、年金支払日——第1条
●保険契約の消滅——第3条、第7条、第25条
●死亡給付金・災害死亡給付金の支払——第3条

第44条（契約者配当金の支払）

1. 第43条（契約者配当金の割当）第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
- (1) つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、年金支払開始日前に、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときは保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金または災害死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。
- (2) 保険契約が年金支払開始日まで継続した場合には、年金支払開始日にその時まで積み立てられた契約者配当金を、当会社の定める取扱にもとづき、年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
2. 第43条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの方法により支払います。
- (1) 年金支払開始日に、当会社の定める取扱にもとづき、年金額の増額のための一時払保険料に充当します。
- (2) 第1号の規定によって支払う前に保険契約が消滅したときは、第31条（契約者貸付）第7項の規定により年金支払開始日の前日に消滅する保険契約に限って、契約者配当金を支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
3. 第43条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険契約者が年金支払開始日前に選択したつぎの各号のいずれかの方法により支払います。
- (1) 利息をつけて積み立てる方法
この場合には、つぎの事業年度に到来する5年ごとの年金支払日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。
- (2) 現金で支払う方法
この場合には、つぎの事業年度に到来する5年ごとの年金支払日に年金とともに年金受取人に支払います。
4. 第43条第1項第4号の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金支払期間の満了時に年金受取人に支払います。
5. 第43条第1項第5号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの方法により支払います。ただし、保険料払込中の保険契約にあっては、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- (1) 死亡給付金または災害死亡給付金の支払によって消滅する場合には、死亡給付金または災害死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。
- (2) 死亡給付金または災害死亡給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、保険契約者に支払います。
6. 第43条第1項第6号の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金受取人に支払います。
7. 第43条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
8. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第10条（年金、死亡給付金および災害死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

- ⇒●契約応当日、年金支払開始日、年金額——第1条
●保険契約の消滅——第3条、第7条、第25条
●死亡給付金・災害死亡給付金の支払——第3条

17. 時効

第45条（時効）

年金、死亡給付金、災害死亡給付金、解約返還金または契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第46条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19. 保険種類の転換および家族内保障承継

第47条（保険種類の転換）

1. 保険契約者は、当会社所定の要件を満たす場合、年金支払開始日前に限り、この保険契約を当会社の認める他の保険種類に転換することができます。
2. 保険種類を転換する場合には、転換特約条項を適用するものとし、転換後の保険契約には、転換後の保険種類に関する普通保険約款が適用されます。

⇒●年金支払開始日——第1条

第48条（家族内保障承継の取扱）

1. 保険契約者は、当会社所定の要件を満たす場合、年金支払開始日前に限り、この保険契約を保険契約者の家族（家族内保障承継特約条項に定める保険契約者の家族）のうちのいずれかの者を被保険者とする保険契約に承継させることができます。
2. 第1項の承継を行う場合には、家族内保障承継特約条項を適用するものとし、承継後の保険契約には、承継後の保険種類に関する普通保険約款が適用されます。

⇒●年金支払開始日——第1条

20. 管轄裁判所

第49条（管轄裁判所）

この保険契約における年金、死亡給付金または災害死亡給付金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
- (2) 年金の受取人、死亡給付金の受取人または災害死亡給付金の受取人（年金、死亡給付金または災害死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所

21. 保険料の継続一括払の特則

第50条（保険料の継続一括払の特則）

1. 保険契約者は、保険料の払込方法（回数）が月払の場合、当会社の定める取扱にもとづき、あらかじめ保険契約者が指定した払込期月に、定められた月数分の保険料を継続して一括払（以下「継続一括払」といいます。）することができます。
2. 継続一括払を行う場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、払込期月内に定められた月数分の保険料を一括払することを要します。この場合、第17条（猶予期間および保険契約の失効）の月払契約の規定を適用します。
 - (2) 継続一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
 - (3) 保険料の払込を要しなくなった場合に、継続一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、死亡給付金または災害死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人に払い戻します。
 - (4) この特則の適用申出後、継続一括払を開始するまでの保険料については、保険契約者は、毎月または一括して払い込むことを要します。この場合、第13条（保険料の払込）から第17条までの規定を適用します。
3. 保険契約者は、第1項の規定によりあらかじめ指定した継続一括払をする払込期月を、当会社の定める取扱にもとづき変更することができます。
4. つぎの各号の場合には、この特則は適用しません。
 - (1) 第13条第5項の規定により、保険料の払込方法（回数）が年一括払に変更されたとき
 - (2) 保険契約者から、継続一括払の取扱を停止する旨の申出がなされたとき
 - (3) 第28条（払済保険への変更）の規定により、払済保険に変更されたとき

22. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第51条（死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）

官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金もしくは災害死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金または災害死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、つぎの各号の書類を必要とします。

- (1) 死亡退職金等の受給者が死亡給付金または災害死亡給付金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。）
- (2) 保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類

23. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第52条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

1. 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金（以下「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時（当会社所定の利用票（以下「利用票」といいます。）を使用するときは、利用票を作成した時）
 - (2) 当会社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。

⇒●責任開始期——第1条、第12条

24. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第53条（電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則）

1. 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。
2. 第1項のほか、当会社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項および第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金、災害死亡給付金の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	第 1 回の年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2	第 2 回以後の年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	年金の一括払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	年金の継続支払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
5	死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
6	災害死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (4) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (6) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3	死亡給付金受取人による 保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・保険料の減額 ・払済保険への変更 ・年金支払開始日の変更 ・年金支払期間の変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
6	当会社への通知による 年金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7	遺言による年金受取人 の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8	当会社への通知による 死亡給付金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	遺言による死亡給付金 受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
10	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表２ 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Ａの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Ａの定義をすべて満たす場合であっても、表Ｂに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表Ａ 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表Ｂ 不慮の事故に該当しないもの

１．軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
２．疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの （１）気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） （２）高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） （３）食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） （４）身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
５．過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
６．化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの （１）接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 （２）アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 （３）細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
７．処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備 考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Ａの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Ａの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表３ 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠＣＤ－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	